

平成24年度第2回地域密着型サービス事業者の 新規指定申請受付について【新設サービス】

平成24年度4月1日付け開設を予定している地域密着型サービス事業者の新規指定申請について、次のとおり申請を受付けます。

1 申請受付対象サービス

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合わせに限ります。）

2 指定日

平成24年4月1日

※ 今回の受付は、平成24年4月1日付け開設予定事業所限定となります。

3 申請事前受付

※ 平成24年1月13日（金）までに、高齢者事業推進課あてに、別紙確認表をFAXで、次の事項を御連絡ください「申請法人名、申請するサービス種別、申請する事業所名、申請する事業所の所在地、担当者連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）」。

※ FAXで申請の希望があった事業者のみ、添付書類チェックリスト等をメールで御案内いたします。

4 申請受付期間

平成24年1月16日（月）から平成24年1月31日（火）まで（当日消印有効）。

※ 申請書等が揃っていない場合は受付ができません。

5 補正期間

平成24年2月1日から2月17日

※ 申請書類に補正が必要な場合は、申請者あてに連絡し、補正期間に訂正していただきますので、できるだけ早めに申請書類の郵送をお願いいたします。

※ 指定申請の流れについては、別紙「新規指定申請のフロー図」を参照してください。

6 申請方法

- (1) 申請受付期間内に申請書、付表、添付書類等必要書類を作成のうえ郵送してください。その際には、指定通知等の送付用に、返信先を記載し80円切手を貼った返信用封筒1通を同封してください。
- (2) 今回の申請受付は、原則郵送での受付となります。
- (3) 締切日を過ぎて、資料の追加提出等はお受けできませんのでご注意ください。
- (4) 郵送書類は、各事業所番号単位でサービス毎に揃えてください。
- (5) 申請書類は、A4ファイルに閉じ、ファイルに申請サービス種類、事業所名、法人名、申請地域（区名）を記載してください。
- (6) 申請書類の副本を必ず作成し、申請者が保管していただきますようお願いいたします。

※ 書類を揃える順番

- 1 新規申請に必要な添付書類チェックリストの写し（チェックを付けたもの）
- 2 指定申請書（第1号様式）
- 3 付表
- 4 添付書類（チェックリストの順番に揃えてください。）
- 5 返信先を記載し80円切手を貼った返信用封筒1通

7 注意事項

- (1) 今回の受付は、厚生労働省が定める「人員・設備・運営基準」未確定の段階で行います。そのため、今後の国の動きに伴い、提出書類の差し替えをお願いする場合があります。
- (2) 今回の受付は、平成24年4月1日に事業を開始する事業所に限ります。その後の事業者募集については、別途、ホームページでお知らせいたします。

8 指定申請後の流れ（予定）

- (1) 新規指定申請事業所が、厚生労働省が定めた指定基準を満たしていることを確認する。
- (2) 介護保険法第78条の2第6項に基づき意見反映措置を講ずる。
- (3) 開設準備が整った事業者から事業所確認願いの受理。
- (4) 事業所の現地確認の実施及び必要書類の受理。
- (5) 事業所の指定及び公示（平成24年4月1日）。

郵送先) 〒210-8577

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

(住所の記載をする必要はありません。)

9 設置に伴う整備費補助金等

補助内容については未定のため、内容が分かり次第、ホームページ等でご案内します。

10 その他

- (1) 事前相談については、各担当係にお問い合わせください。
来庁での相談については、必ず相談日時を電話で予約してください。
- (2) 事前に新規指定申請書類の確認等を希望される場合は、必ず電話で予約の上、作成した書類をご持参ください（郵送受付期間前でも結構です）。

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

・指定申請に関する事：事業者指導係

電話 044（200）2454

FAX 044（200）3926

・補助金に関する事：施設整備係

電話 044（200）2633

FAX 044（200）3926

新規指定申請のフロー図

別紙

